

〈NGO・外務省定期協議会 議題案／質問状記入シート〉

提案団体：特定秘密保護法 NGO アクションネットワーク（NANSL）

締め切り【3月9日（月）】 送信先：oda.advocacy@gmail.com

*分量は問いませんので、必要に応じてページ数を追加してください。

*複数の議題（案）を提案される場合でも1議題ごとに1）～5）を記入ください。

1. **議題案名**：

ODAに関わる情報の公開と特定秘密保護法に基づく情報の取り扱いについて

2. **議題の背景**：

2014年12月10日、特定秘密保護法が施行された。同法は法案が示される前の段階および法案の国会審議の段階において、秘密の範囲が無限定に広がる恐れがあり、言論活動や報道機関の活動が阻害され、国民の知る権利・表現の自由が侵害される恐れがあるなど、その危険性についての指摘がなされ、多くの市民、言論人、識者から強い反対の声が上がった。特定秘密保護法の影響を危惧する国際協力NGOのネットワーク団体8団体はODAの情報公開と国民参加の原則が阻害されることを懸念する立場から、全国のNGO94団体の賛同を得て、同法を制定しないことを求める声明を発し、同法成立後には遺憾の意を表明する抗議声明を発した。また、上記の国際協力NGOのネットワーク団体6団体は特定秘密保護法NGOアクションネットワーク（NANSL）を結成し、NANSL名で運用基準案に対するパブリックコメントに対して意見提出を行った。

法の施行後も、ODAにおける情報公開および国際協力NGOの活動に何らかの影響が及ぶのではないかと懸念が消えない。そこで、国際協力に関わる事項の秘密保護法における取り扱い方について、議論を行いたい。

3. **議題に関わる問題点（議題に上げたい理由）**：

特定秘密保護法が特定秘密の要件として別表に掲げる四つの事項のうち別表第2号の「外交に関する事項」が外務大臣所掌事務に該当する。ここには外国政府、国際機関との交渉や協力の方針に関わること、安全保障に関して収集した国際社会の平和と安全に関する情報等を特定秘密の対象とすることが規定されている。

ODAは平和主義を原則とし、途上国の貧困、環境、格差等の地球規模の課題を解決するために行われている。社会開発、平和構築、経済開発など、その適用範囲は広い。ODAの適正な実施を確保するために、開発協力大綱は情報公開と国民参加の原則を掲げている。

一方、特定秘密の指定にかかる要件はその範囲があいまいで、運用次第では無限定に広がる恐れがあることが専門家から指摘されている。別表の規定は広範な事項を対象としており、どのような場合にODAに関わる情報が特定秘密に該当するのか判断が難しい。

例えば、特定秘密指定の対象となる情報として秘密保護法別表4号にテロリズムの防止に関し収集した情報がある。一方開発協力大綱の重点課題には、テロ対策を含む治安維持能力強化が掲げられており、テロ対策支援に関連して外国政府から提供される情報が秘密指定され、支援の運用に関わる情報が公開されない懸念がある。また、新大綱は非軍事的協力の原則のもと、民生目的、非軍事目的であれば他国の軍または軍籍を有する者に対する支援を検討するとしている。この規定に従えば、他国の軍または軍籍を有する者への支援はすべて民生目的、非軍事目的でなくてはならず、これに関する情報は公開されるのが原則である。**ODA**の適切な実施を開かれた場で議論するためには、開発協力大綱が示す情報公開と国民参加の原則が最大限確保されなければならない。

4. **外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）**：

- (1) 特定秘密の指定に関わる事務はどの部局が担当しているか。
- (2) すでに特定秘密として指定された**ODA**に関わる情報はあるか。
- (3) 外務省の方針として**ODA**に関わる情報を特定秘密の対象から除外することを考えておられるか。

5. **議題に関わる論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に確認しておきたいと現段階で考える点）**：

- (1) 外務省は開発協力大綱の規定に基づき、**ODA**に関する情報を特定秘密保護法の適用から除外することを求める。
- (2) **ODA**に関する情報が特定秘密に指定された場合、相手国住民の生命と安全に関わる情報および援助関係者の安全確保に必要な情報は例外扱いとするよう求める。
- (3) 特定秘密保護法の運用における**ODA**に関する情報の取り扱いについて率直な意見交換を行うために、**NGO／NPO**等市民社会と継続した協議の場を設けるよう求める。

※特定秘密保護法**NGO**アクションネットワーク（**NANSL**）については別添資料を参照のこと。

※外務省からの事前質問の回答によって変更することは可能です。

- 氏名：西井和裕
- 役職：共同代表
- 所属団体：特定秘密法保護法**NGO**アクションネットワーク（**NANSL**）
- 連絡先：特定非営利活動法人名古屋**NGO**センター

〒460-0004 名古屋市中区新栄町2-3 YWCAビル7F

TEL&FAX：052-228-8109

Mail：info@nangoc.org（代表